

源泉所得税 簡単まとめ



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年6月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

源泉所得税 簡単まとめ

源泉所得税

給与・報酬支払者が所得税を天引きし国に納付する所得税。源泉徴収税には所得税と復興特別所得税（基準所得税額の2.1%、2037年迄）を含む。個人事業主等が確定申告で納める申告所得税とは異なる。

計算方法

・**給与と所得者**：国税庁「令和7年分源泉徴収税額表」（月額・日額・賞与用。令和6年分から税額変更なし）を使用。「給与と所得者の扶養控除等申告書」提出者は甲欄、他は乙欄を適用。

電子計算機特例(甲欄のみ)：月額社会保険料等控除後の給与から、所定の給与所得控除・基礎控除(例:月4万円)・人的控除を差し引き税額計算。令和7年からの基礎控除・給与所得控除の増額は、主に年末調整で反映。

非課税通勤手当(月額上限)：公共交通機関：15万円

自動車・自転車等(片道)：2km未満は全額課税。主な限度額は、2km以上10km未満4,200円、10km以上15km未満7,100円、15km以上25km未満12,900円、25km以上35km未満18,700円、35km以上45km未満24,400円、45km以上55km未満28,000円、55km以上31,600円。

・**報酬・料金等**：弁護士・税理士報酬、原稿料、講演料等が対象。税率は原則10.21%(復興特別所得税含)。支払額が100万円を超える部分には20.42%適用。請求書で報酬額と消費税額が明確に区分されていれば、報酬額のみ源泉徴収対象可。

事前確定届出給与 要点簡単まとめ

納付方法

源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は、原則として支払月の翌月10日迄に所轄税務署へ納付。e-Taxによる電子納付、金融機関・税務署窓口での納付が可能。

納期の特例：給与の支給人員が常時10人未満の事業者は、税務署長の承認により年2回（1-6月分を7月10日、7-12月分を翌年1月20日）にまとめて納付可。対象は給与・退職金、税理士等特定報酬に係る源泉所得税に限定。